

【外国において重要な公的地位を有しないことの確認】

私は、次の「外国の重要な公的地位にある者、又は過去にこれらであった者」に該当しないことを確約します。

また、今後申告した内容に変更があった場合は、直ちに取引店に届出します。

1. 外国の元首
2. 外国において以下の日本の職に相当する職にある者
 - ① 内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ② 衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ③ 最高裁判所裁判官
 - ④ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ⑤ 統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
3. 外国の中銀の役員
4. 外国の予算について国会の議決権を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
5. 上記1～4に掲げる者の家族（以下の①～⑤、参照に該当する方）
 - ① 配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）
 - ② 父母
 - ③ 子
 - ④ 兄弟姉妹
 - ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子

以上

(2021.04)